

会員限定

貴社のPRを支援します

「チラシ同封サービス」を利用しませんか？

チラシ同封サービスとは、貴社の商品・製品やサービスのPRチラシを海老名商工会議所ニュースに同封し、会員企業や市民の皆様にお届けするサービスです。

年6回(偶数月) 会議所会員企業 約 2,000 部配布

※変動する可能性があります

「チラシ同封サービス」申込方法

下記申込書に記入し、同封するチラシ1枚を添えて、当所窓口又はFAXでお申し込みください。
(同封月の前々月末日まで)

商工会議所にてチラシ内容を確認後、会員事業所へ諾否について連絡します。
(同封月の前月1週目まで)

配布するチラシをご用意いただき、当所の指定する場所へ納品してください。
(同封月の前月20日頃(当所で指示)まで)

会報の配布予定日：偶数月1日
(やむを得ない事情により配布が早まり、又は遅れることがあります。)



同封サービス料金(1回)
 年6回(偶数月) 会議所会員 約 2,000 部配布 16,000 円(税別)
 ※変動する可能性があります ※原則 A4 サイズ 20g 以下。その他別途相談

チラシ同封サービス申込書

事業所名		TEL		FAX	
所在地		e-mail			
代表者名	印	同封希望月		会議所会員のみ配布	
担当者名		サイズ			
利用条件確認	<input type="checkbox"/> 裏面の利用条件に同意し、チラシ同封サービスを申し込みます。				

(注) 個人情報の取扱について：ご記入頂いた情報は、金融相談会の運営に必要な範囲並びに商工会議所からの各種連絡・情報提供のためにのみ使用させていただきます。

海老名商工会議所ニュース チラシ同封サービス 利用条件

(本サービスの目的)

○チラシ同封サービス(以下、本サービス)は、海老名商工会議所が会員企業の販売促進のためのPRチラシ(以下「チラシ」)を当所ニュースに同封することにより、会員企業の経営に資することを目的とします。

(利用者の範囲)

○本サービスのご利用は当所会員企業に限ります。

(遵守事項)

○本サービス利用者は下記事項を遵守してください。

- (1)公序良俗に反しないこと。
- (2)関係法規に違反しないこと。
- (3)誤解を与える恐れのないこと。
- (4)他の会員、市民に不当に不利益を与える恐れがないこと。
- (5)政治・宗教に関連する内容でないこと。
- (6)利用者は広告掲載について当所の所内決裁に従わなければならない。
- (7)その他、運営上不適当と認められること。

※利用者が上記事項に反する場合、またはその他の理由により不適当と認められる場合は利用を許可しないことがあります。

(チラシ類の内容に関する責任)

○チラシ類の内容に関する責任は一切利用者に帰属するものとします。

(トラブルの対応)

○利用に関する手続き上のトラブルは、当所及び利用者双方が誠意をもって対応するものとします。

○利用者がチラシ同封により生じた取引上のトラブル等について当所は一切の責任を負わないものとします。

(利用料金等)

○利用料金については、当所料金規定に定める料金とし、チラシ配布確認後、適法な請求書を受理したときは、30日以内に当所に支払うものとします。

(チラシ類の大きさ)

○チラシは紙製とし、原則としてA4版とする。ただし、A3版の場合はA4版の大きさに折りたたんだ上で納品していただきます。

○チラシのグラム数が20gを超える場合、追加料金が発生します。

(チラシ類の納品部数と納品日)

○チラシは利用者各自で必要配布部数を用意し、発刊月の前月10日頃(当所が指定する日)までに当所または当所が指定する場所に納品してください。なお、残部は原則として返却しないものとします。

(利用申請方法)

○本サービスを利用する者は、利用申込書に必要事項を記載し、発刊月の前々月末日までに印刷物の見本または原稿(以下見本等)と共に当所へお申込みください。

○当所は利用申込書及び見本等の内容を確認後、会員企業へサービス利用承認の諾否を連絡します。

○利用のお申込みはその都度受け付けるものとします。

【お問い合わせ・お申し込みは】

海老名商工会議所 総務部 〒243-0434 海老名市めぐみ町6番2号

TEL:046-231-5865 FAX:046-231-0225

e-mail:info@eccj.or.jp

担当:広報担当